

# 皇寿園居宅介護支援事業所 重要事項説明書

2024. 4. 1

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
宮崎県指定 第 24230-117-032 号

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

## ご契約者様控え

### 居宅介護支援とは

- ご契約者が居宅での介護サービスやその他の保健、医療、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。
- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族の希望をお伺いして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びそのご家族等、指定居宅サービス事業者との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービスを変更します。

### ◇◇目次◇◇

1. 事業者に関する事項	1
2. 事業所の概要	1
3. 職員の配置状況	2
4. 提供するサービスと費用	3
5. 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項	4
6. サービス提供における事業者の義務	4
7. サービス利用に関する留意事項	5
8. ハラスメントについて	6
9. 感染症や災害の対策について	6
10. 虐待の防止について	6
11. 苦情の受付について	7
12. 緊急及び事故発生時の対応について	7
13. 損害賠償について	8

1. 事業者に関する事項

①法人の名称 ②所在地 ③問い合わせ電話番号 ④代表者名 ⑤設立年月日	社会福祉法人 日向更生センター 宮崎県宮崎市阿波岐原町前浜4276-650 0985(24)8518 黒木 茂夫 昭和44年2月21日
---	---

2. 事業所の概要

①事業所の種類  ②事業所の名称 ③事業所の所在地 ④問い合わせ電話番号 ⑤管理者名  ⑥事業所の運営方針          ⑦開設年月日  ⑧通常の事業実施地域	指定居宅介護支援事業所 平成11年8月26日指定 宮崎県第 24230-117-032 号  皇寿園指定居宅介護支援事業所 宮崎県宮崎市阿波岐原町前浜4276-650 0985(32)4565 尾崎浩子  1. 被保険者が要介護状態となった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮します。 2. 被保険者の要介護状態等係わる申請に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行います。また、被保険者の要介護度の認定申請が行われているか否かを確認しその支援も行います。 3. 被保険者の選択により、心身状況、その置かれている環境等に応じて、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように努めます。 4. 指定居宅介護支援の提供に当たり、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスの種類により、特定の事業者に不当に偏することのないよう公平、中立に行います。 5. 宮崎市、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定居宅サービス事業者、病院、介護保健施設等との連携を図り、総合的かつ効率的に居宅サービス計画によるサービスが提供されるように努めます。  平成5年4月1日  宮崎市内
--	--

⑨営業日及び営業時間	営業日	月～土曜日（日祭日及び12/31～1/3は除く）
	受付時間	月～金 8：30～17：30 土 8：30～12：30 <u>※夜間、祝・休日の24時間受付体制あり</u>
⑩当事業所が行っている他の業務	サービス提供時間	月～金 8：30～17：30 土 8：30～12：30
	●相談援助	

### 3. 職員の配置状況

①職員の配置	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>常勤</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者</td> <td>1名</td> <td>※介護支援専門員を兼務</td> </tr> <tr> <td>主任介護支援専門員</td> <td>3名</td> <td rowspan="2">※一人あたりの受け持ち件数は40未満</td> </tr> <tr> <td>介護支援専門員</td> <td>3名</td> </tr> </tbody> </table>	職種	常勤	備考	管理者	1名	※介護支援専門員を兼務	主任介護支援専門員	3名	※一人あたりの受け持ち件数は40未満	介護支援専門員	3名	
	職種	常勤	備考										
	管理者	1名	※介護支援専門員を兼務										
主任介護支援専門員	3名	※一人あたりの受け持ち件数は40未満											
介護支援専門員	3名												
②主な職種の勤務体制	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>勤務体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護支援専門員</td> <td>勤務時間：8：30～17：30 ※24時間連絡体制あり</td> </tr> </tbody> </table>	職種	勤務体制	介護支援専門員	勤務時間：8：30～17：30 ※24時間連絡体制あり								
職種	勤務体制												
介護支援専門員	勤務時間：8：30～17：30 ※24時間連絡体制あり												
③職員の有資格状況	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>介護支援専門員</td> <td>3名</td> <td>社会福祉主事</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>介護福祉士</td> <td>2名</td> <td>社会福祉士</td> <td>0名</td> </tr> <tr> <td>歯科衛生士</td> <td>1名</td> <td>衛生管理者Ⅱ種</td> <td>1名</td> </tr> </tbody> </table>	介護支援専門員	3名	社会福祉主事	1名	介護福祉士	2名	社会福祉士	0名	歯科衛生士	1名	衛生管理者Ⅱ種	1名
介護支援専門員	3名	社会福祉主事	1名										
介護福祉士	2名	社会福祉士	0名										
歯科衛生士	1名	衛生管理者Ⅱ種	1名										

#### 4. 提供するサービスと費用

##### (1) サービス内容

###### ① 居宅サービス計画の作成

- i) 事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。
- ii) 居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正にご契約者又はそのご家族に対して提供し、ご契約者にサービスの選択を求めます。
- iii) 介護支援専門員は、ご契約者及びそのご家族の置かれた状況等を考慮して、ご契約者に提供されるサービスの目標、その達成期間、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- iv) 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等についてご契約者及びそのご家族等に対して説明し、ご契約者の同意を得た上で決定するものとします。

###### ② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

###### ③ 居宅サービス計画の変更

- ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

##### (2) 利用料金及びお支払い方法

●事業者が法律の規程に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合は、ご契約者の自己負担はありません。

●料金は、1ヶ月毎に計算しご請求することになります。

※支払方法は、請求時にご呈示いたします。

###### ○居宅介護支援費（Ⅰ）／月

要介護1・2	要介護3～5
10,860	14,110

- |               |          |                  |          |
|---------------|----------|------------------|----------|
| ○初回加算・2段階以上変更 | 3,000円／月 | ○退院・退所加算(カンファあり) | 6,000円／月 |
| ○入院時情報連携加算(Ⅰ) | 2,500円／月 | ○退院・退所加算(カンファなし) | 4,500円／月 |
| ○入院時情報連携加算(Ⅱ) | 2,000円／月 | ○通院時情報連携加算       | 500円／月   |
|               |          | ○特定事業所加算(Ⅲ)      | 3,230円／月 |

## 5. 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項

- ① 複数の指定介護サービス事業所等の紹介  
利用者は介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。
- ② 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認します。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- ③ 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- ④ 医療と介護の連携  
利用者が病院等に入院しなければならない場合には、病院等と情報共有や連携を図ることで退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため、担当する介護支援専門員の名前や連絡先を病院に伝えてください。  
医療サービスを居宅サービスに位置付ける場合、利用者の同意を得て主治の医師等に意見を求めると共に、意見を踏まえて作成した居宅サービス計画書については意見を求めた主治の医師等に交付いたします。
- (5)介護保険施設、地域包括支援センターへの紹介
  - ・ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合、又は利用者様が介護保健施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介とその他の便宜の提供を行います。
  - ・ご契約者の要介護度が「自立」「要支援1・2」「事業対象者」と改善された場合、介護予防給付又は総合事業、地域支援事業のサービスがスムーズに受けられるよう、地域包括支援センターへの紹介と必要に応じた情報提供を行います。

## 6. サービス提供における事業者の義務

- ①ご契約者に提供した居宅介護支援についての記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて開示し複写物を交付します。
- ②ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びそのご家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。

## 7. サービス利用に関する留意事項

### (1) サービスの利用開始

まずは、相談窓口の電話番号にお電話ください。事業所の介護支援専門員がご自宅に伺い、契約を締結した後、サービスの提供を開始させていただきます。

### (2) 契約期間について

契約は、契約手続きを行った日に開始となり、ご利用者の要介護状態区分の有効期限が満了する日をもって終了いたします。但し、ご利用者からの文書でのお申し出がない場合には、次回の要介護状態区分の有効期限満了まで自動的に更新されます。

### (3) サービスの終了

#### ①ご利用者の都合でサービスを終了する場合

この契約の有効期間中、この契約を解約することができます。この場合には、ご利用者は契約終了を希望する1週間前までに事業所に通知するものとします。

#### ②事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、ご利用者への居宅介護支援サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前に文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

#### ③自動終了

I ご利用者が介護保険施設に入所した場合。

II 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、要支援2、もしくは要支援1もしくは自立（非該当）と認定された場合。ただし、この場合は、担当地域の包括支援センターにご利用者の情報を事業者は、担当地域の包括支援センターにご利用者の情報を供する等、連携を取らせていただきます。

III ご利用者がお亡くなりになった場合。

#### ⑤ その他

正当な理由がなく居宅介護支援サービスの提供を拒否することはありません。但し、以下の場合は居宅介護支援サービスを中止させていただくとともに、ただちに当該市町村に状況を報告いたします。

I 介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わない等により、要介護状態等の悪化をもたらす場合。

II 偽りその他の不正行為によって保険給付を受け、また受けようとした場合。

## 8. ハラスメントの防止について

- (1) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 第 11 条第 1 項 及び 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 第 30 条の 2 第 1 項 の規定に基づき、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じます。
- (2) 利用者及びその家族はサービス利用に当たって、次の行為を禁止します。
- ① 介護支援専門員その他従業者に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
  - ② 介護支援専門員その他従業者に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つける行為）
  - ③ 介護支援専門員その他従業者に対するセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為等）

## 9. 感染症や災害の対策について

感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、介護支援専門員その他の従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施します。

感染症が発生、又はまん延しないように 次の措置を講じるものとします。

- (1) 感染症の発生又はそのまん延を防止するための指針の整備
- (2) 感染症の発生又はそのまん延を防止するための研修及び訓練の実施

事業所における感染症の予防、又はまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 か月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底していきます。

## 10. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (2) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (3) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- (4) 虐待の防止のための指針を整備しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所授業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村に通知します。

## 11. 苦情の受け付けについて

①当事業所における「苦情」や「相談」は以下の専用窓口で受け付けます。

窓口（担当者）	所在地：宮崎市阿波岐原町前浜4276-650 電話：0985（32）4565 窓口担当者：管理者・各介護支援専門員
受付時間	月～金曜日 午前8：30～午後5：30 土曜日 午前8：30～午後12：30 ※上記によらず電話で24時間受け付けしております

②法人第三者委員へお申し出いただくこともできます。

泉 クニ	電話：0985（22）6970 住所：宮崎市田代町146-1 リベラル田代203
日高淳子	電話：0985（71）0715 住所：宮崎市希望ヶ丘3丁目41-15
対応	①苦情や相談内容を確認（内容によってはその時点で一時処理） ②施設の苦情受付担当者へ報告 ③苦情処理委員会にて協議 ④内容によっては保険者・国保連への報告 ⑤改善結果を申し出者に報告し、掲示板や広報誌により公表する

③行政機関その他苦情受付機関

宮崎市介護保険課	所在地：宮崎市橋通西1丁目1番1号 電話：0985（21）1777 受付時間：8：30～17：00
国民健康保険団体連合会	所在地：宮崎市下原町231番地1 電話：0985（35）5301 受付時間：8：30～17：00
宮崎県社会福祉協議会	所在地：宮崎市原町2-22 電話：0985（22）3145 受付時間：8：30～17：00

④サービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	なし
実施した直近の年月日	
第三者評価機関名	
評価結果の開示状況	



## 12. 緊急時及び事故発生時の対応について

- 事業者は、ご利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに保険者、ご利用者のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行うものとします。
- また、ご利用者が利用している居宅介護サービス提供事業へ適宜連絡し、居宅における生活に支障をきたさない様に支援します。
- サービス事業者から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。

## 13. 損害賠償について

- 事業者は利用契約書に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由によりご契約者に生じた損害について速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、ご契約者に故意又は重大な過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を照らし合わせて相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 個人情報保護に対する基本方針

社会福祉法人 日向更生センター（以下、「法人」という）は、ご利用者の個人情報を適切に取扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考えます。

当法人が保有するご利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

### 記

#### 1. 個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託

- ① 個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用します。
- ② 個人情報の取得、利用、第三者提供にあたり、本人の同意を得ることとします。
- ③ 当法人が委託をするデータシステム管理事業者は、業務の委託にあたり、個人情報保護法とガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ秘密保持契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。

#### 2. 個人情報の安全性確保の措置

- ① 当法人は、個人情報保護の取組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規定類を整備し、必要な教育を継続的に行います。
- ② 個人情報への不正アクセス、個人情報の漏洩、滅失、またはき損の予防及び是正のため、当法人内において規程を整備し安全対策に努めます。

#### 3. 個人情報の開示、訂正、更新、利用停止、削除等への対応

当法人は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除等の申し出がある場合には、速やかに対応します。これらを希望される場合には、下記窓口までお問合せください。

#### 4. 苦情の処理

当法人は、個人情報取扱いに関する苦情に対し、適切かつ迅速な処理に努めます。

なお、この個人情報保護方針は、事業所内に掲示し、要望に応じて紙面にて公表いたします。

○特別養護老人ホーム皇寿園	TEL：0985-24-8518	担当者：水元和幸
○皇寿園居宅介護支援事業所	TEL：0985-32-4565	担当者：尾崎浩子
○皇寿園在宅ケアセンター	TEL：0985-31-8238	担当者：日高啓之
○皇寿園デイサービスセンター	TEL：0985-31-6263	担当者：日高啓之
○養護老人ホーム明星園	TEL：0985-23-2567	担当者：阿部彰人
○養護老人ホーム清流園	TEL：0985-85-2010	担当者：伊東光洋

## 個人情報の利用目的

社会福祉法人日向更生センターでは、ご利用者の尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報保護方針の下、ここに利用目的を特定します。あらかじめご利用者本人あるいはその代理人の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

#### 1. 事業所内部での利用目的

- ① 当事業所がご利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用にかかる当事業所の管理運営業務のうち次のもの
  - ・ 入退所等の管理
  - ・ 会計、経理
  - ・ 事故等の報告
  - ・ 当該ご利用者の介護、医療サービスの向上

#### 2. 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 当事業所がご利用者等に提供する介護サービスのうち
  - ・ ご利用者へ居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所、その他の医療・福祉・保険関係機関等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - ・ 利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
  - ・ ご家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち
  - ・ 審査支払い機関へのレセプトの提出
  - ・ 審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

### 【上記以外の利用目的】

#### 1. 当事業所内部での利用に係る利用目的

- ① 当事業所の管理運営業務のうち次のもの
  - ・ 居宅介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
  - ・ 当事業所において行われる学生等の実習への協力
  - ・ 当事業所において行われる事例研究

#### 2. 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

- ① 当事業所の管理運営業務のうち
  - ・ 外部監査機関への情報提供

2024年4月1日

社会福祉法人日向更生センター  
理事長 黒木 茂夫

# 同 意 書

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービス提供の開始に際し、別紙「重要事項説明書」に基づき重要事項の説明を行いました。

事 業 者 皇寿園居宅介護支援事業所

説明者職名 介護支援専門員

氏 名

私は、別紙「重要事項説明書」に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービス提供の開始に同意するとともに、以後、サービス提供に関する必要な個人情報については、「個人情報保護に対する基本方針」及び「個人情報の利用目的」に沿って取り扱われることに同意します。

利用者住所

利用者氏名

代理人住所

代理人氏名

社会福祉法人日向更生センター 皇寿園居宅介護支援事業所